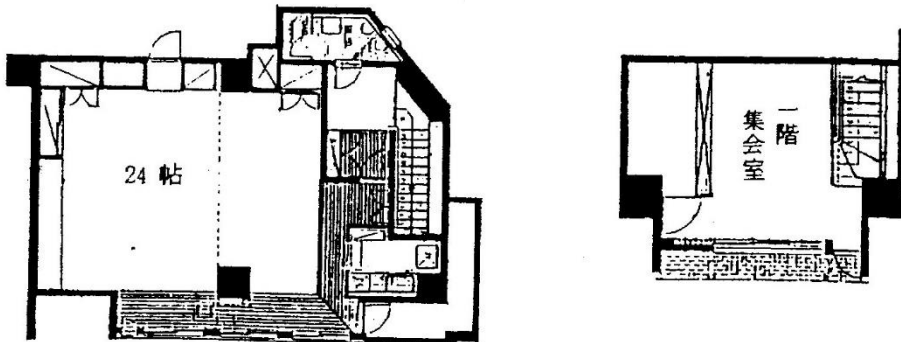


## 押上西和町会会館管理運営規約

- 第 1 条 本会館は押上1丁目17番地上の建造物の一部に置き、押上西和町会会館と称す。
- 第 2 条 本会館の使用は町会員相互の親睦と共同福利増進及び自治の振興に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会館の管理運営は管理委員会の承認を得て行う。
- 第 4 条 本会館の什器備品及び諸設備の維持、補修整備に要する費用は町会費を以て支弁するものとする。
- 第 5 条 本会館の使用料は町会収入とする。
- 第 6 条 本会館の使用料は別に定める使用細則に依り行うものとする。
- 第 7 条 本規約は昭和62年2月1日より施行する。  
本規約は平成16年4月より施行する。

### 会館見取り図



## 町会会館使用細則

1. 本会館は町会の諸会合に使用することを優先とし、次いで会館使用細則を厳守する者に対して使用を認めるものとする。
2. 会館使用料及び使用時間帯は次の表のとおりとする。但し、町会会議、老人クラブ、子供会等公的機関の使用料は無料とする。(但し、管理委員会で認めたもの)
3. 利用者は所定の申込用紙により受付人に申込みを行い、使用料を前納するものとする。
4. 利用者は設備されているガス、水道、電灯、備品等を自由に使用することができる。
5. 利用者は建物、器具、備品等を破損した場合はその実費を弁償するものとする。(原則としてゴミ等は各自持帰りとする)
6. 会館は公共施設のため、利用者は社会的批判のないように使用すること。
7. 町会員の弔慰に関しては全ての会合より優先する。

※尚、細則については管理委員会に於て変更することができるものとする。

### 会館使用料金表

時間帯	午前10時～午後1時	午後2時～午後5時	午後6時～午後9時
	¥3,000	¥3,500	¥3,500

冷、暖房使用可

上記使用料のほかに次の料金を付加します。

- ① 宴会の場合 ¥1,000 (各時間帯)
- ② 展示会等営利を伴うものについては5%増とする。
- ③ 弔慰使用料 ¥15,000 (一日)
- ④ 使用取消料 ¥500 (但し、使用2日前まで。それ以降は全額)